

広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第5号

広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定による附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担当する事務は、同表の定めるところとする。

2 前項に定めるもののほか、企業長は、別に定めるところにより、その諮問に応じて公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、企業長が任命する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門員等)

第4条 企業長は、附属機関に、専門員又は臨時委員を置くことができる。

(部会等)

第5条 企業長は、附属機関に、部会その他の合議制の機関を置くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	担当する事務
広島県水道広域連合企業団水道事業審議会	各水道事業の経営状況を踏まえた上で、料金改定についての調査審議に関する事務

広島県水道広域連合企業団 情報公開・個人情報保護審 査会	広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和5年広島 県水道広域連合企業団条例第6号）第19条及び個人情報 の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条に規 定する審査請求についての調査審議に関する事務
広島県水道広域連合企業団 指定管理者選定委員会	地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の 管理を行わせる指定管理者の選定に関する事項の調査審 議に関する事務
広島県水道広域連合企業団 水道事業等評価委員会	水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の評価 についての調査審議に関する事務
広島県水道広域連合企業団 退職手当審査会	企業長が定める退職手当に係る処分についての調査審議 に関する事務